

国立大学法人大阪大学におけるネーミングライツに関する基本方針

平成30年8月27日 総長裁定

令和元年11月26日 一部改正

1 趣旨

この基本方針は、国立大学法人大阪大学（以下「本学」という。）が所有する施設又はその他の財産（以下「施設等」という。）に係わるネーミングライツ（命名権）を付与することに関し、その基本的な事項を定めるものである。

2 目的

ネーミングライツは、本学との協定により施設等の名称に法人名、商標名、ロゴ、シンボルマーク又は愛称（以下「愛称等」という。）を付与させる代わりに、ネーミングライツを取得した法人等（以下「ネーミングライツ・パートナー」という。）からネーミングライツ料を得て、将来にわたる新たな財源を確保し、自己収入の拡大促進を図ることにより、本学の教育研究環境を向上させること及び施設等を有効活用することを目的とする。

3 対象となる施設等

対象となる施設等は、当該施設等を管理する組織と協議の上、決定するものとする。

4 愛称等の付与の範囲

本学の規則等で定める施設等の名称の改正は行わないものとし、混乱を避けるため協定期間中の愛称等の変更は認めないものとする。なお、寄附により付与された名称との混同を避けるため、「記念」、「メモリアル」等を用いた愛称等は認めないものとする。

5 応募資格

応募資格を有するものは、法人等とする。

6 募集方法等

ネーミングライツ・パートナーの募集は、原則として公募によるものとする。

7 ネーミングライツ・パートナーの選定方法

- (1) 本学に、大阪大学ネーミングライツ・パートナー選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置き、選定委員会にて、応募資格、愛称等案、

ネーミングライツ料、協定期間等を総合的に考慮した上で審査し、ネーミングライツ・パートナーを決定するものとする。

(2) 選定委員会の組織及び運営に関して必要な事項は別に定める。

8 協定の締結

ネーミングライツ・パートナー決定後、本学とネーミングライツ・パートナーとの間でネーミングライツに関する協定を締結するものとする。

9 協定期間

協定期間は、個々の協定ごとにこれを定める。

10 ネーミングライツ料

ネーミングライツ料は、類似する他の施設等の事例、利用状況、メディア等への露出状況及びその他の事情を総合的に勘案し、対象施設ごとに決定するものとする。

11 愛称等の表示に係る費用の負担

愛称等の表示に係る看板等の設置費用及び原状回復費用は、ネーミングライツ料とは別にネーミングライツ・パートナーが負担するものとする。

12 本学の責務

本学は、ネーミングライツ・パートナーが付与した愛称等に関し、学内外における呼称として本学のホームページや広報誌等で幅広く使用するなど、普及に努めるものとする。

13 ネーミングライツ・パートナーの責務

ネーミングライツ・パートナーは、設置した看板等により第三者に被害が生じた場合や、愛称等が第三者の商標権を侵害した場合等、設定した愛称等に関する一切の責任を負うものとする。

14 協定の解除

ネーミングライツ・パートナーが応募資格要件を欠くことになったとき、又は社会的信用を損なう行動等により本学のイメージが損なわれる恐れがあると認められるときは、本学は協定を解除することができるものとする。この場合、協定解除に伴う原状回復に必要な費用はネーミングライツ・パートナーの負担とし、支払い済みのネーミングライツ料は返還しない。